

高度成長期の障害者問題と発達保障

特集

歴史に学ぶ

障害の重い子どもを「実践の宝」に
1960年代後半から1970年代前半のびわこ学園における
教育権保障のとりくみからの学び

能 勢 ゆかり

はじめに

敗戦後、児童福祉法（1947）、教育基本法（1947）、医療法（1948）等、人々の権利を保障するための法制化が進められていくが、当時、社会復帰や治癒の可能性がないと考えられていた重い障害のある人はその埒外に置かれた。その後、身体障害者福祉法（1949）や精神薄弱者福祉法（1960）等の法整備が徐々に進む中でも状況は同じであった。このような中、重症心身障害児施設びわこ学園では、近江学園における障害の重い子どもへのとりくみとその思想を引き継ぎ、人手不足や財政問題等の困難を抱えながらも教育的営みを続けた。そして「重症心身障害児の療育体制の確立を通して、発達保障を具体化していく」¹⁾という確信に至り、障害の重い子どもの教育権保障運動に大きな役割を果たすようになっていく。

本稿では、びわこ学園での教育権保障のとりくみがどのように誕生・展開・発展し、障害の重い子どもを宝にする教育実践の価値を創りだすようになったのか、1960年代後半から1970年前半に焦点をあて、実践者による報告やレポート等を手がかりに明らかにしてみたい。

1 びわこ学園での教育権保障のとりくみ

(1) 教育権保障のとりくみ前夜（1963—1967）

1) 開設当初のびわこ学園

近江学園では、1946年の開設後まもなく近江学園分校を設置²⁾し、子どもたちの教育権を保障している。その後、増え続ける子どもたちの実態に合わせて、落穂寮（1950）、信楽寮（1952）、一麦寮（1960）が開設されるが、いずれも学籍をとり、不十分ながらも教育が保障されている。

しかし1953年、重度知的障害児を就学猶予・免除とする「判別基準」が文部省（当時）から通知され、1957年には重症心身障害児への医療扶助が停止されるなど、重い障害のある子どもは、教育からも医療からも排除されていく。びわこ学園の構想が始まったのはこの頃であり（構想時は「滋賀育成園」）、1963年4月の開設当初、根拠となる法律は未整備のままであった。

開設から3ヵ月後、厚生省（当時）から「重症心身障害児の療育について」が出され、びわこ学園では子どもの受け入れがすすめられていく。一方で、職員募集は順調には進まず、慢性的な人手不足の中で、「重症心身障害児の療育」という未知の分野を切り開いていくことになる。

開設当初、子どもの教育権については、法改正を求めながら重症心身障害児施設をどのように位置づけていくのか、病棟態勢や療育体制の確立といった課題が先行する中で、「問題にならなかった」というのが実情のようである。1964年5月から発行されている「びわこ学園だより」には、子どもと日々生活を共にする中で職員の気づき、子どもからの学びが数多く記されているが、重症心身障害児と初めて関わる職員が多く、また短期間で入れ替わってしまうという状況の中で、実践の積み上げや体系化は難しかった。

2) 撮影を通した子ども理解の深化

1966年に、第2びわこ学園³⁾が開設される。厳しい財政状況と過重労働は変わらず、当時の職員平均在職期間は2年に満たない。そのような中、「療育者の募集」「療育者の再教育」「児童の家庭および地域の人びとの理解」「行政官庁の実態に対する理解」の4つを目的⁴⁾とした療育記録映画『夜明け前の子どもたち』の撮影が始まる。

「石運び学習」に代表されるように、「映像という大きな武器を持つ映画班は、強力な応援部隊となり、療育活動創出の大きな契機」となっていく⁵⁾。撮影中、毎晩のように撮影した映像を見ながら映画班と職員の間で話し合いが行われ、映像に映る子どもの姿に職員は子どもの「ねがい」を読み取り「重症児も、ふつうの子どもたちと同じ発達の道すじをたどる」「重症児もなかまの中で育つ」ことを確信していく。撮影終了後映画班が去ってしまうと、映画にあるようなダイナミックな活動はできなくなってしまうが、「フィルムの中の子どもたちの姿は、職員の心に消しがたいものを残し」園外活動は継続される。しかし、園外活動の体制を確保するには最低限の職員数で園に残る多くの子どもの対応をせざるを得ず、職員の健康破壊が急速に進むことにもなった。

(2) 教育権保障のとりくみの芽生え（1967—1969）

1) 子どものねがい「学校へ行きたい」

第2びわこ学園で生活する吉田厚信君が、映画スタッフに「おむつをしてでも学校に行きたい」と語ったのは、映画製作が大詰を迎えた1967年12月頃のことであった。

厚信君は1965年4月、12歳の時に第1びわこ学園（南病棟）⁶⁾に入園している。幼い頃は言葉もすらすら話せ、体もかなり自由に動いていたが、成長に伴い動かなくなり、言語障害も進んだ。南病棟には話せる友だちがいなかったため、厚信君は友だちに会うために北・中病棟に行くことを望んだ。しかし、少し体を動かしただけでも

発熱してしまうような不安定な健康状態であったため医師にベッドから出ることを禁止されることも多かった。

そんな生活に不満を募らせていた厚信君は、入園半年後の10月頃から日記をつけ始め、不満をぶつけている。しかし、日記をつけることにも多くのエネルギーを必要とする厚信君は、それすら禁止されることもあった。日記の口述筆記をしていた職員の石川奈由美は、学園が日記を書くことをやめさせたことについて「指一本、自分の意思で動かすことの不可能な君に、その上、言語の自由さえ拒否してしまった私達に、君は何が言いたかったのだろう」と追悼文の中で語っている⁷⁾。しかしそんな中でも厚信君は中病棟の友だちと「新聞づくり」の計画を立てる⁸⁾。

新聞づくりが具体化したのは、厚信君が第2びわこ学園に移り、東病棟ハトAグループのリーダーとなっていた1967年12月のことだった。その頃、第2びわこ学園では厚信君たちの思いを受け止めた職員によって「子ども会議」が設定され、要求が出されるようになっていた。その中ですすめられた新聞づくりであり、文字を覚える、書く、文章を考えるなどの学習活動にもつながっていった。同じ頃、第1びわこ学園では週案に「学習活動」が組み込まれるようになっていく。しかし、どちらもその対象は一部の「わかる子ども達」に限られており、職員の動静によってすぐに中止になるなど子どもの「勉強したい」という要求を満たすようなものではなかった。また職員は、「わかる子ども達」を対象に学習活動を進めつつも、徐々に「教育権はすべての子どもに保障されなければならない」として障害の重い子どもたちの教育権についても検討を始めていく。そこには、映画の撮影をきっかけに始まった「園外活動」からの学びがあった。

2) 「園外活動」での学びと権利としての教育保障の展開

映画撮影後も続けられた「園外活動」は、「東の河原へ砂や水と遊びに、西の村里へ牛・鶏を見学に、北の街へ店屋・駅・消防署の見学に、近所